



2024年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社 大本組  
代表者名 代表取締役社長 三宅 啓一  
(コード：1793 東証スタンダード市場)  
問合せ先 総務部長 富塚 照彦  
(TEL. 086-225-5131)

## 当社従業員を対象としたインセンティブ・プランの導入に関するお知らせ

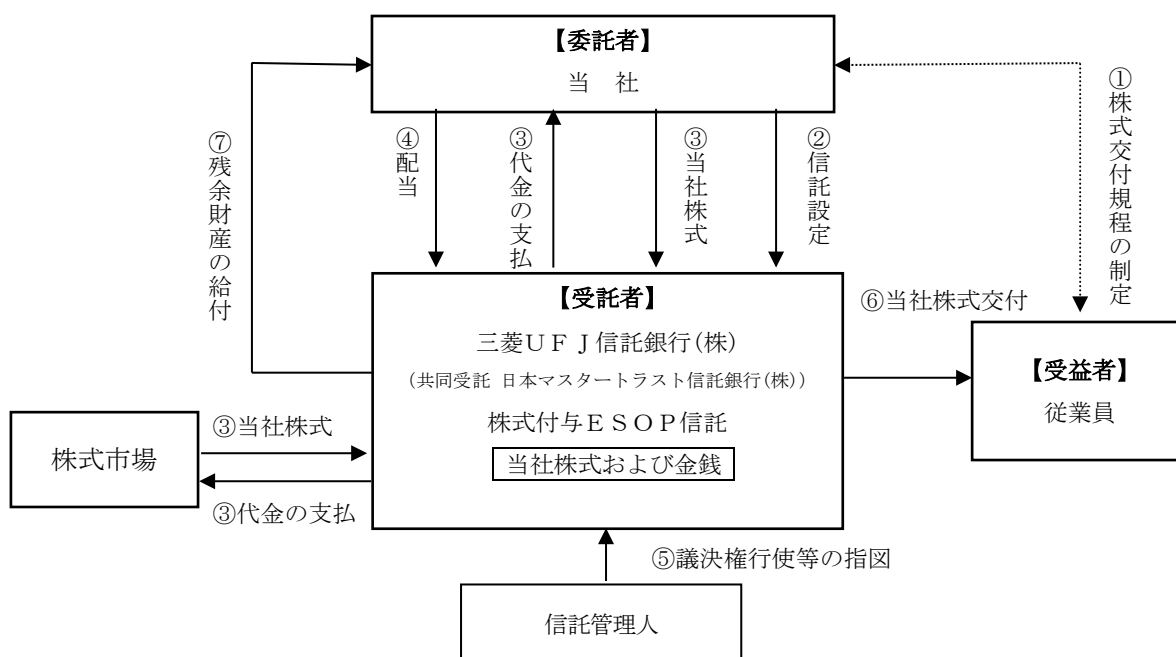
当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員（以下「従業員」といいます。）を対象とした従業員インセンティブ・プラン（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本制度の導入時期、期間、取得株式の総額等の詳細については、決定次第改めてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度の導入について

- (1) 当社は、当社の持続的な企業価値増大に向け、従業員の経営参画意識の向上ならびに業務に対する意欲を一層高めることを目的に、人的資本経営の一環として、本制度を導入します。
- (2) 本制度では、株式付与E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。  
E S O P信託とは、米国のE S O P制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、E S O P信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する従業員に交付するものです。  
なお、当該信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。
- (3) 本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤労意欲を高める効果が期待できます。  
また、E S O P信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使は、受益者候補である従業員の意思が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

## 2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は金銭を拠出し、受益者要件を充足する従業員を受益者とするE SOP信託を設定します。
- ③ E SOP信託は、信託管理人の指図に従い、②で拠出された金銭を原資として、信託期間内に受益者に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ④ E SOP信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑤ E SOP信託内の当社株式については、信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E SOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑥ 株式交付規程に従い、一定の要件を充足する従業員に対して、当社株式が交付されます。
- ⑦ E SOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、E SOP信託内の株式数に不足が生じる可能性が生じた場合や、信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、E SOP信託に追加で金銭を信託することがあります。

以上